

男鹿市告示第 1 1 号

男鹿市休日保育事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 7 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市休日保育事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、保護者の就労、疾病その他の事情により、休日に保育を必要とする児童について、保育園での休日保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て家庭の支援と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「休日」とは、次に掲げる日をいう。ただし、1 月 1 日から同月 3 日までを除く。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日

(対象児童)

第 3 条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する児童であること。
- (2) 市内の保育園に入園している児童であること。
- (3) 利用日現在において、生後 2 か月から小学校就学前までの児童であること。
- (4) 保護者の就労等により、休日に家庭での保育が困難と認められる児童であること。
- (5) 健康で集団保育が可能な児童であること。

(6) 原則として、休日を含め週 6 日以内の利用であること。

(実施施設等)

第 4 条 実施施設は、船越こども園とする。

2 実施施設は、利用児童数に応じ必要な保育士を 2 人以上配置するものとする。

(保育時間)

第 5 条 保育時間は、午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(利用登録)

第 6 条 事業を利用しようとする対象児童の保護者（以下「利用者」という。）は、利用日の 7 日前までに、男鹿市休日保育利用申込書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があると市長が特に認める場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を利用者に通知するものとする。

(利用承諾の取消し)

第 7 条 市長は、対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことができる。

(1) 第 3 条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 実施施設において、事業の実施が困難な事情が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の承諾を取り消したときは、男鹿市休日保育利用取消通知書（様式第 2 号）により、利用者に通知するものとする。

(利用料)

第 8 条 この事業を対象児童が利用する場合は、男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料条例の規定による保育料に含まれるものとする。

(利用の辞退)

第 9 条 利用の承諾を受けた利用者は、休日保育の必要がなくなったときは、原則として利用予定日の 2 日前までにその旨を市長に届け出なければならない。無断での取消は、利用したものとみなす。

(委任)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 男鹿市休日保育事業実施要綱（平成１８年４月１日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日前までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。